

災害へのインターネット出願の対応

(多様なオンライン手続環境の構築を！)



特許制度運用協議委員会

委員長 **中原 文彦**，副委員長 **齋藤 美晴**

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を原因とする東日本大震災に伴い、特許庁との手続に必要な電子機器の損傷や通信回線の不通に遭遇した会員事務所もあったことと思います。

今後、東日本での余震やその他の地域での別の災害の可能性が取り沙汰されていますが、災害に遭遇しても、代理人としては可能な限り特許庁との手続確保を図る必要があります。

一方、インターネット出願では、災害にも対応できるよう、電子データを郵送する緊急避難手続が可能です。

しかし、種々の災害形態を想定し、被災下におけるパソコン操作や特許庁との手続の確実性等を考慮すると、パソコンの分散化や多様な通信回線の利用により、日頃から慣れたオンライン操作で何とか手続に漕ぎ着けた方が安心できるのではないのでしょうか。

そこで、これまでインターネット出願の推進に関与してきた経験を踏まえ、多様なオンライン手続環境を構築する際の注意点をまとめるとともに、利用する機会の少ない緊急避難手続の手順も説明し、地震、水害、火災等、個々の事務所で想定される種々の災害形態に備える参考に供します。

なお、本原稿は平成 23 年 4 月現在の情報に基づき急遽作成しましたので、今後変更も予想されます。

目次

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. インターネット出願の利点の活用を！ 2. 災害時、特許庁への手続形態 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個々の事務所設備での対応 (2) 個々の事務所以外の設備での対応 3. 複数箇所オンライン設備を整備する際の注意点 <ul style="list-style-type: none"> (1) 分散するパソコンに応じて通信回線の確保を！ (2) 複数箇所へパソコンの分散を！ (3) 1 台はノート型パソコンの用意を！ (4) 電子証明書の追加登録を！ (5) パソコンの再起動環境の確保を！ (6) 手続データの確保、消失防止を！ (7) マニュアル、説明書類の備えを！ 4. 電子証明書の追加登録 <ul style="list-style-type: none"> (1) 他 PC 用「PC 限定タイプ」証明書ストア (2) 任意タイプの証明書ストアも利用価値あり (3) 公的個人認証サービス | <ul style="list-style-type: none"> 5. 災害記録の作成を！ 6. 分散した手続データの移行 7. 緊急避難手続 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特許庁への事前連絡 (2) CD-R による手続手順 (3) その他のメディアによる手続手順 8. その他 <p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. インターネット出願の利点の活用を！ <ul style="list-style-type: none"> インターネット出願には以下の特徴があり、「<u>災害時にもオンライン手続の確保が容易</u>」です。特に、通信回線を問わない点を最大限に利用したいものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・原則 365 日、24 時間の手続が可能 拒絶理由通知等の特定通知の受領は開庁日の 9：00～22：00 |
|--|--|

閲覧は開庁日の 9:00 ~ 22:00

- ・ 通信回線を問わず、事務所、支所、自宅、屋外からでも手続可能
- ・ オンラインで申請人利用登録後、電子証明書の追加登録後、直ちに手続可能
- ・ 緊急避難手続が可能（PCT-RO, PCT-SAFE は対象外）

2. 災害時、特許庁への手続形態

災害時の手続形態としては、以下のものがあります。

- ・ オンライン手続（外部機関利用も可能）
- ・ 緊急避難手続（電子データの郵送、原則、事前連絡要）
- ・ 紙手続（紙書面の郵送、データエントリー料に注意）

(1) 個々の事務所設備での対応

個々の事務所では、通常利用するパソコンによるオンライン手続が困難になっても、予め別のオンライン接続環境を整備しておけばそれに切り替え、事務所内、支所、自宅、屋外その他からオンライン手続可能です。

オンライン手続困難な場合、緊急避難手続および紙手続を活用する手法があります。

なお、予め連携する会員事務所を介して手続する形態も考えられますが、事務所の支所を介した手続と同様に考えれば良いと思います。

(2) 個々の事務所以外の設備での対応

平成 23 年 4 月から各都道府県の知財総合支援窓口 に設置されているインターネット出願用端末を利用することが可能です。ファイル形式の電子証明書（任意タイプの証明書ストア）および公的個人認証サービス（住基カード）に対応しています。詳細は次のサイトをご参照ください（H23 年 4 月現在）。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai_mado.htm

3. 複数箇所にオンライン設備を整備する際の注意点

複数箇所にオンライン設備を整備することが有用ですが、その際に参考となる注意点があります。

(1) 分散するパソコンに応じて通信回線の確保を！

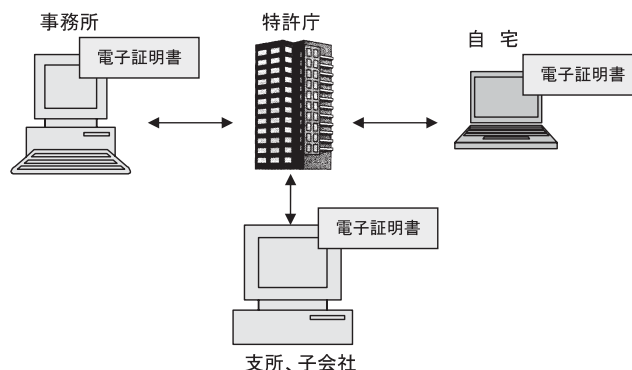
分散するパソコンに応じ、インターネット環境に入れる通信回線を用意したいものです。通信回線は有

線、無線回線の何れも可能で、ADSL や FTTH、更に Wi-Fi 等の無線 LAN も有用です。最近、普及し始めた「モバイルルータ」は、屋内外を問わずにインターネットに接続可能です。

一般にプロバイダを介してインターネット環境に入っていると思われますが、プロバイダにトラブルが発生する可能性もありますから、複数の異なるプロバイダを活用することが好ましいでしょう。なお、「モバイルルータ」は回線費用が必要ですが、プロバイダ契約がないようです。

(2) 複数箇所へパソコンの分散を！

事務所内では複数のパソコンを備えて事務処理を行い、特許庁への接続は特定のパソコンで行うケースが多いでしょうが、緊急時や災害時には他のパソコンで特許庁へ接続できるような体制が必要です。例えば、支所、子会社、自宅その他の場所から特許庁に接続できる環境を整備することが賢明です。特許庁との接続環境を分散しておきましょう。



それには、複数のパソコンを用意する必要がありますし、接続予定のパソコンには予め電子証明書（証明書ストア）を追加登録しておくことも必要です。更に、緊急避難手続に備え、CD-R（DVD）ドライブ（RW 機能要）を備えたパソコンも確保するとよいでしょう。

(3) 1台はノート型パソコンの用意を！

複数のパソコンのうち「1台はノート型パソコン」を用意すると安心です。モバイルルータと組み合わせれば、屋内外を問わず任意の場所からオンライン手続可能です。

ノート型パソコンは、長時間バッテリー対応で、無線 LAN 搭載タイプがお勧めです。災害時、折角繋がった回線で素早く手続できるように、あまり安価な機種は避けた方が賢明です。

(4) 電子証明書の追加登録を！

特許庁へ接続を予定する個々のパソコンには、予め電子証明書（証明書ストア）を追加登録しておきましょう。

電子証明書にはファイル形式と IC カード形式があり、ファイル形式の電子証明書を用いる場合、最初の申請人利用登録の際、ファイル形式の電子証明書から特許専用の証明書ストアを作成し、その証明書ストアがパソコンに登録されています。IC カード形式の電子証明書を用いる場合、その IC カード情報がパソコンに登録されています。

同じ電子証明書を別のパソコンに追加登録する場合、ファイル形式では証明書ストアを、IC カード形式では IC カード情報をパソコンに追加登録します。登録手順は後述します。

証明書ストアは、従来の「PC 限定タイプ」および「PC 任意タイプ」に加えて、平成 23 年 4 月の i1.73 版から「他 PC 用 PC 限定タイプ」が追加され、3 種類となりました。これらは、ファイル形式の電子証明書からユーザの選択によって作成します。個々の特徴は下表の通りです。なお、「他 PC 用 PC 限定タイプ」の証明書ストアの詳細は後述します。

これら「PC 限定タイプ」、「他 PC 用 PC 限定タイプ」、「任意タイプ」の証明書ストアの特徴に応じ、個々のパソコンに追加登録して災害に備えましょう。

例えば、事務所から特許庁へ常時接続するパソコンでは「PC 限定タイプ」を、支所、子会社又は自宅から特許庁へ接続するパソコンでは「PC 限定タイプ」又は「他 PC 用 PC 限定タイプ」を予めパソコンへ登録して業務を行えば、セキュリティ確保が容易です。

「任意タイプ」の証明書ストアの活用については後述します。

さらに、ファイル形式の電子証明書に加え、安価な公的個人認証サービス（住基カード）も有用です。自宅等、名義人自身が使用すれば、セキュリティ確保が容易です。

公的個人認証サービスの Pin パスワード管理は大切

で、使用頻度が低いと忘れやすく、5 回の誤入力でロックして再取得が必要になります。

他方、民間の IC カード形式の電子証明書は、それ自体およびカードリーダーが割高ですし、複数の箇所で使用しづらいと思われます。

(5) パソコンの再起動環境の確保を！

予期しない停電に遭遇すると、まれに、パソコンが再起動不能となることが予想されますが、そのような事態を想定して以下の対策を講じておくのも有用です。

- ・再起動確保用のソフトやバックアップソフトの導入
- ・無停電電源装置（UPS）の導入。UPS は瞬間的な電源低下、突然の停電があっても数分間程度電源を供給する機能を有し、通常の手順を経て電源を切ってパソコンの再起動不能やデータ消失を防止します。

長寿命、大容量の USP は高価ですから、事務所内のパソコンの使用態様に応じて USP を接続するパソコンと、バックアップ用ソフトをインストールするパソコンを使い分けることで、出費を抑えることが可能です。

(6) 手続データの確保、消失防止を！

通常使用するパソコンとは異なるパソコン、特に異なる場所のパソコンで業務やオンライン手続する必要が生じた場合、業務や手続に必要なデータを入手できるような工夫も必要です。

例えば、直近の作業中データや必要情報をネット上のストレージ（保管）サービスにアップしておくのも一法です。当然、セキュリティ確保に注意が必要です。推奨するものではありませんが、例えば以下のようなものがあるようです。

インターネットディスク：

<http://internetdisk.jp/index.html>

ドロップボックス：

<https://www.dropbox.com/>

(7) マニュアル、説明書類の備えを！

災害の発生時に、通常使用しないパソコンを使用する際に種々の設定が必要となることも予想されますの

証明書ストアのタイプ	証明書ストアを作成した PC	特定の他の PC	その他の PC
「PC 限定タイプ」(推奨)	○ 利用可	× 利用不可	× 利用不可
「PC 任意タイプ」	○ 利用可	○ 利用可	○ 利用可
他 PC 用「PC 限定タイプ」(推奨)	× 利用不可	○ 利用可	× 利用不可

で、マニュアルや説明書類の準備しておきます。

- ・インターネット出願ソフトの操作マニュアル
- ・「インターネット出願第2版」(平成21年5月、(社)発明協会発行)

緊急避難手続、公的個人認証サービス入手設定等には重宝しますが、ソフトのバージョンアップ(i1.73版)に伴い、電子証明書関係の記述に注意が必要です。

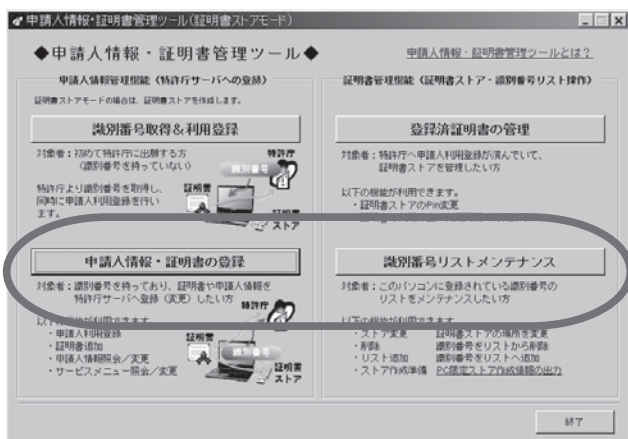
4. 電子証明書の追加登録

通常業務で特許庁に接続しているパソコン以外のパソコンを特許庁へ接続するには、ファイル形式では証明書ストアを、ICカード形式ではICカード情報を各々のパソコンに追加登録する必要があります。セキュリティを考慮すると、「PC限定タイプ」又は「他PC用PC限定タイプ」の証明書ストアがお勧めです。「PC限定タイプ」の証明書ストアは、作成時にオリジナルの電子証明書を手元に用意する必要がありますが、「他PC用PC限定タイプ」では、管理部署から電子証明書を移動させる必要がありません。

各々のパソコンに証明書ストア等を追加登録するには、「申請人情報・証明書管理ツール」から行います。「申請人情報・証明書管理ツール」は、管理者権限で起動したパソコンにおいて、デスクトップの「スタート」, 「すべてのプログラム」, 「インターネット出願ソフト」を経て起動します。

「PC限定タイプ」および「任意タイプ」の証明書ストアは、「申請人情報・証明書管理ツール」の「申請人情報・証明書の登録」ボタンから起動し、オリジナルの電子証明書を用いて作成します。「任意タイプ」を別のパソコンに登録する場合、予め作成した証明書ス

申請人情報・証明書管理ツール(証明書ストア)



トアを「識別番号リストメンテナンス」ボタンを操作して追加登録します。

以下に「他PC用PC限定タイプ」の証明書ストアの作成手順を示します。

(1) 他PC用「PC限定タイプ」証明書ストア

平成23年4月にバージョンアップされたインターネット出願ソフト(i1.73版)から搭載された新機能で、オリジナルの電子証明書から証明書ストアを作成する際、作成するパソコンではなく、他の特定パソコンのみの使用に限定した証明書ストアを作成するものです。オリジナルの電子証明書を持参や移動させずに作成することが可能です。作成手順は次の通りです。「支所、子会社その他」

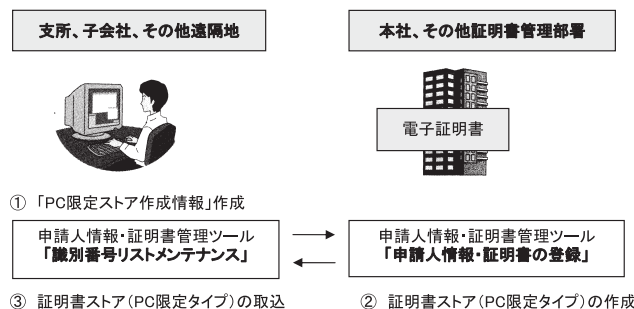
① 申請人情報・証明書管理ツールの「識別番号リストメンテナンス」を選択して「PC限定ストア作成情報」を作成し、これを電子証明書の管理部署へ電子メール等で送付

「本社、電子証明書の管理部署」

② 申請人情報・証明書管理ツールの「申請人情報・証明書の登録」を選択し、「PC限定ストア作成情報」に基づき「PC限定タイプ」の証明書ストアを作成し、支所、子会社その他へ電子メール等で送付

「支所、子会社その他」

③ 申請人情報・証明書管理ツールの「識別番号リストメンテナンス」を選択し、「PC限定タイプ」の証明書ストアの取込



(2) 任意タイプの証明書ストアも利用価値あり

セキュリティを考慮すると、何れのパソコンでも使用可能な「PC任意タイプ」の証明書ストアはお勧めではありません。しかし、何れのパソコンでも使用可能である点を利用し、予め1個作成して管理者が秘匿管理しておき、災害時に任意のパソコンへ追加登録する使用方法は利用価値があると思われます。

極端な例ですが、他人のパソコンにインターネット

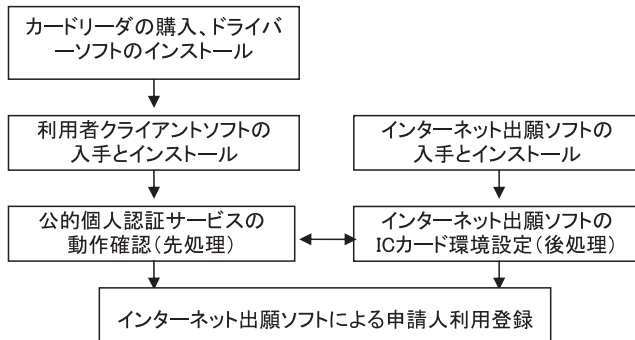
出願ソフトをダウンロードし、「任意タイプ」の証明書ストアを登録してオンライン手続することも可能です。

秘匿方法として、種々の媒体に格納して管理者が保持する他、管理者がネット上のフォルダ等に秘匿管理する手法もあります（十分なセキュリティ確保が求められますが。）。

このような「PC 任意タイプ」の証明書ストアを使用した後、「識別番号リストメンテナンス」から該当する識別番号情報を削除するとともに証明書ストアも削除する等の対応をお勧めします。

(3) 公的個人認証サービス

公的個人認証サービスをパソコンに登録するには種々の設定が必要です。設定手順は次の通りです。



詳細は、パテント誌（平成 22 年 1 月号）第 99 頁～、「インターネット出願第 2 版」（平成 21 年 5 月、（社）発明協会発行）第 143 頁～をご参照下さい。

5. 災害記録の作成を！

災害が発生した場合、緊急避難手続や後日の上申に備え、災害記録等の資料を作成して保管することをお勧めします。資料としては、インターネット上の信頼のあるホームページのコピー、NTT 等の通信事業者のお知らせ、新聞、公的機関の証明等があります。

ホームページのコピーは、例えば、キーボード上の「プリントスクリーン：PrtScn」を押して描画ソフト（例えば Windows のペイント）に貼り付けて jpg や gif で電子化すれば、プリントや保管が可能です。

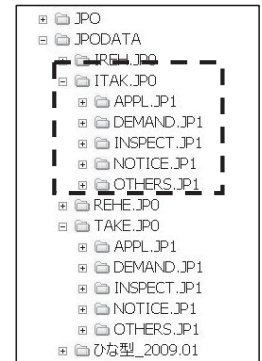
6. 分散した手続データの移行

分散させたパソコンで特許庁とオンライン手続した場合、手続データが個々のパソコンに分散格納された状態になります。これらの手続データは、通常管理するパソコンへ移行させ、統一管理する必要があります。

す。

個々のパソコンに格納された手続データは、以下の手順で移行することが可能です。

コピー元のフォルダ「ITAK.JPO」配下のフォルダをそっくりコピー先の同フォルダへ上書



7. 緊急避難手続

緊急避難手続は、災害や通信回線障害等不測の事態が発生した場合、送信データが 200MB を超える場合等に、特許庁へ手続する直前の書類を CD-R 等へ出力して特許庁へ郵送して行う手続です。**GUEST モードで起動しても緊急避難用 CD-R 等の作成が可能です。従って、電子証明書が不要です。**

(1) 特許庁への事前連絡

緊急避難手続によって出願等をするには、原則として、事前に（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の情報提供部電子出願担当へ連絡して承認が必要です。

- ・開庁日の 9：00 ～ 18：00 電話：03-3581-1101（内 2508）（平成 23 年 4 月現在）
- ・ I N P I T： <http://www.inpit.go.jp/pcinfo/operation/kinkyu.html>
<http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/touhokujishin3.htm>（平成 23 年 4 月現在）

- ・ホットライン：24 時間 365 日
電話：03-3580-5002（平成 23 年 4 月現在）

今回の東日本大震災に関連しては、回線不通等に起因してオンライン手続が困難な場合、緊急避難手続の際の事前連絡を不要とする措置がとられています。

(2) CD-R による手続手順

緊急避難用 CD-R（CD-R、CD-RW）に送信ファイル内のファイルを出力します。それ以外のファイルは出力できません。なお、市販の CD-R ドライブ装置が必要です。

緊急避難用 CD-R にファイルを出力するには、送信ファイル内のファイルを任意のドライブやフォルダに

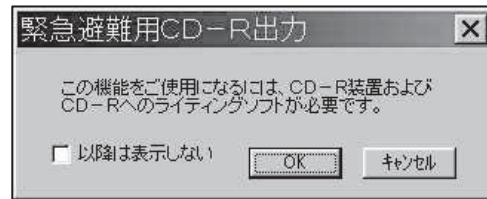
送信フォルダ内の手続ファイルの選択



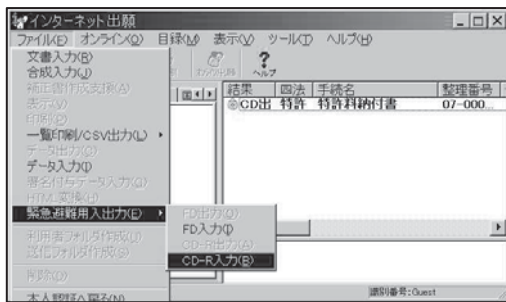
ファイルメニューから緊急避難用入出力選択



任意のドライブやフォルダを指定して格納



ファイルメニューから緊急避難用入出力選択



GUESTの送信ファイルで表示印刷して確認



格納します。なお、電子証明書は付加されません。

任意のドライブやフォルダから CD-R に書き込みます。操作マニュアルでは、ライティングソフトを用いてインターネット出願ソフトから CD-R に直接書き込む説明があります。しかし、一度、任意の場所へ出力し、その後、Windows の標準機能であるコピー＆ペースト、「ファイルを CD に書き込む」操作による方が簡単のようです。

緊急避難用 CD-R に格納した内容は、特許庁へ郵送する前に確認することが大切です。

作成確認した緊急避難用 CD-R に、代理人（出願人）の氏名又は名称、識別番号、整理番号等を表示し、提出物件票（特例法施行規則様式 33）に添付して特許庁長官宛て書留郵便で送付します。

提出物件票には、提出者、磁気ディスクを提出する事由（例：平成〇年〇月〇日に発生した電気通信回線の故障のため）、提出物件の目録を記載します。

なお、プリンタの使用不能を想定し、必要事項のみ手書き記載可能な提出物件票を、予めプリントしてお

くことも有用です。

(3) その他のメディアによる手続手順

緊急避難手続には CD-R に加えて FD が認められています。

今回の東日本大震災に関する非常時には、DVD (DVD-R, DVD+R, DVD+R DL, DVD-RAM, DVD-RW, DVD+RW), その他の媒体 (USB メモリ, コンパクトフラッシュ, マイクロドライブ, SD メモリーカード, SDHC メモリーカード, メモリースティック, メモリースティック PRO) の使用も認められています。今後の非常時はケースバイケースのようです。

これらの媒体への格納方法および手続手順は、CD-R とほぼ同様です。

8. その他

特許庁は、今回の東日本大震災の発生をうけ、期間の延長措置、特許庁からの書類の一時的発送停止措置等を発表しました。詳細は、特許庁、INPIT および日

本弁理士会等の HP をご参照下さい。

「注意点」

本稿は Windows 版インターネット出願ソフト用に WindowsXP で作成しました。

Microsoft, Windows, Microsoft Windows XP, Windows7 その他は登録商標です。

「参考文献」

1. (独)工業所有権情報・研修館「インターネット出願ソフト (i173 版)」の「操作マニュアル」(平成 23

年 4 月)

2. 「インターネット出願第 2 版」(平成 21 年 5 月 (社) 発明協会発行)
3. パテント (平成 22 年 1 月号)
4. 防災マニュアルの簡易版 (平成 23 年 2 月: 日本弁理士会防災会議)
弁理士の防災マニュアル (平成 21 年 1 月: 日本弁理士会防災会議)

(原稿受領 2011. 5. 9)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長

会誌編集部担当 須藤 浩

記

- | | |
|-----------------|--|
| 応募資格 | 知的財産の実務, 研究に携わっている方 (日本弁理士会会員に限りません)
※論文は未発表のものに限ります。 |
| 掲載
テーマ
字数 | 原則, 先着順とさせていただきます。
知的財産に関するもの
5,000 字以上厳守 ~ 20,000 字以内 (引用部分, 図表を含む) パソコン入力のこと
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。 |
| 応募予告 | メール又は FAX にて応募予告をしてください。
①論文の題名 (仮題で可)
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先 (TEL・FAX・E-mail) を明記のこと |
| 論文送付先 | 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 |
| 選考方法 | 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果, 不掲載とさせていただくこともありますので, 予めご承知ください。 |